

仕様書

1 業務名

三重の自然由来カーボンクレジット活用推進に向けた普及啓発業務委託

2 履行期間

契約締結の日から令和9年3月29日（月）まで

3 業務の概要

「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針をふまえ、本県内における次の（１）から（３）に規定するカーボンクレジット（以下「クレジット」という。）を基本の対象として、クレジットの活用推進に向け、セミナー（※）及び勉強会の企画・運営を行う。

本業務が対象とするカーボンクレジットは以下を基本とする。

- （１）森林由来のＪークレジット
- （２）ブルーカーボンクレジット
- （３）農業由来のＪークレジット

※本仕様書における「セミナー」とは、普及啓発のために効果的な手法とし、単に講義形式に限らないものとする。

（例）基調講演、事例発表、パネルディスカッション、ワークショップ など

4 業務の明細

- （１）クレジットに関する最新の動向等について委託者への情報提供

以下の業務を進めるに際し、委託者との初回の打合せにおいて、クレジットに係る最新の動向に加え、他自治体や企業における先進事例について情報提供を行う。

- （２）森林由来のＪークレジット及びブルーカーボンクレジットの普及啓発を目的としたセミナーの企画・運営

森林由来のＪークレジット及びブルーカーボンクレジットについては、県内で創出されたクレジットの活用を推進する必要がある。このため、クレジットの活用に関心のある方にクレジット購入のメリットや手続きについて理解を深めていただき、クレジットの活用につながるよう普及啓発を図る。なお、受託者は、クレジットの活用者になり得る方の参加を促す効果的な方策について、委託者に提案し、実行するものとする。

詳細な内容については、下記のとおりとする。

開催時期	令和8年11月から令和9年3月（ただし、委託者が議会日程等で対応できない時期を除く）の期間を基本とする。
開催回数	1回以上
一回当たりの時間	120分を基本とする。
開催場所	開催地域は三重県内とし、三重県内各地域の参加者が参加しやすい会場とする。会場は、遠方からの参加者を想定し、駐車場の確保に努めることとする。
参加費	無料とする。
開催手段	対面開催とオンライン開催のハイブリッド方式
参加者募集	セミナー開催案内チラシを作成し、開催日の概ね1～2か月前に参加者募集を開始する。セミナーの主催は「三重県及び三重の自然由来カーボンクレジット活用推進に向けた連携プラットフォーム」とする。受託者のウェブサイトやソーシャルメディアなどを有効に活用し、効果的な集客や情報発信に努めることとする。
参加人数	各回の参加者数は100名以上を目標とする（オンライン参加者を含む）。
参加者情報の把握	セミナー開始時に受付ブースを設置するなどして、参加人数に加え参加者情報（参加者名、所属先、連絡先）を把握し、セミナー終了後に集計して委託者に報告する。オンライン参加者については把握に努めることとする。
セミナー概要の作成及び写真・動画の撮影	セミナー内容は公開とし、当日参加できない方が後日三重県ホームページで内容を閲覧することができるよう、セミナー概要を作成するとともにセミナーの様子を写真や動画で撮影して記録する。 セミナー概要・写真・動画・当日配布資料は公開するため、あらかじめ出演者等の了承を得ることとする。
参加者へのアンケート企画・実施	クレジットに関する今後の施策に生かすことができるよう、参加者向けにアンケートを実施し、結果を集計して委託者に報告する。
セミナー開催後の参加者への対応	セミナー参加者からクレジットの購入等について相談を受けた場合は、クレジット創出者との面談の機会を設けるなどの支援を行う。

(3) 県内の自治体や企業等が実施するセミナー等における森林由来のJークレジット
ト及びブルーカーボンクレジットの普及啓発の企画・運営

より多くの方にクレジットを理解し、活用していただくために、(2)で実施するセミナーのほかに、県内の自治体や企業等が実施する企業等向けのセミナー等において、クレジットの普及啓発を行う。受託者は、下記の例を参考に、普及啓発を行うセミナー等の回数や内容、想定される説明時間等について、委託者に提案し、実行するものとする。なお、開催時期や場所、手段等については、三重県と協議のうえ決定し、実行すること。

【例】

回数	1回以上
内容	・カーボンクレジット制度の概要 ・活用事例をふまえたカーボンクレジット活用の有用性
想定される説明時間	10分

※以下の点に留意することとする。

参加者情報の把握	主催者と調整のうえ、参加人数に加え参加者情報（参加者名、所属先、連絡先）を把握し、セミナー終了後に集計して委託者に報告するよう努めることとする
セミナーの概要の作成及び写真・動画の撮影	主催者と調整のうえ、セミナーにおけるクレジットの普及啓発にかかる部分の概要を作成するとともに様子を写真や動画で撮影して記録するよう努めることとする
参加者へのアンケート企画・実施	クレジットに関する今後の施策に生かすことができるよう、主催者と調整のうえ、参加者向けにアンケートを実施し、結果を集計して委託者に報告するよう努めることとする

(4) 農業由来のJークレジットに関する勉強会の企画・運営

農業由来のJークレジットについては、本県内における創出実績がないことに鑑み、まずはクレジット創出につなげる必要がある。このため、全国における創出事例（例：水耕栽培における中干し期間の延長やバイオ炭）のうち県内で創出の実現可能性が高いものについて、クレジット創出者やその関係者になり得る方を対象に、勉強会を1回開催する。開催方法については(2)セミナーと同様の考え方を基本とする（「参加人数」における目標値は除く）。

5 納品物品

- ・4(1)に定める「クレジットに関する最新の動向」資料
- ・4(2)及び(3)に定めるセミナーに関する資料、セミナー概要、写真及び動画データ、参加者リスト、アンケート結果
- ・4(4)に定める勉強会に関する資料、勉強会概要、写真及び動画データ、参加者リスト、アンケート結果

6 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）について、書面で報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制も含む）を提出すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県庁舎内等で業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

7 特記事項

(1) 受託者は業務遂行に当たっては、総括責任者及び各業務工程別に責任者を定め、委託者に届出しなくてはなりません。また、貸与する資料及び成果物等の管理に万全を期さなくてはなりません。

(2) 受託者は貸与物品及び本業務における成果物(中間成果物を含む)については、当該業務においてのみ使用することとし、これらを蓄積したり、他の目的に使用してはなりません。

(3) 受託者は貸与する各種資料及び物品の受領に際しては、受領書（様式任意）を提出し、作成した資料等の提出に際しては、納品書（様式任意）を提出しなければなりません。

(4) 受託者は貸与する各種資料及び物品の取扱については、紛失及び破損のないよう万全を期さなくてはなりません。

(5) 受託者は貸与する各種資料及び物品については、本業務終了後、速やかに返納しなければなりません。

(6) 受託者は業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を厳守しなければなりません。

(7) 受託者は、業務の遂行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。

ア 断固として不当介入を拒否すること。

イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をする。

ウ 委託者に報告すること。

エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、委託者と協議を行うこと。

(8) 受託者が(7)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

- (9) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (10) 本契約に基づく成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、成果物の引渡しをもって委託者に譲渡されるものとする。また、受託者は成果物に係る著作権人格権を、将来にわたって行使しないものとする。
- (11) 本仕様書に掲げる一切の業務内容について、委託者が内容を確認し修正指示が行える機会を設ける。本業務に関する委託者との打合せはオンラインを可能とする。

8 その他

(1) 受託者におけるイメージ及び委託者事務予定

想定スケジュール

年月	受託者	委託者
令和8年 10月	（契約締結後）全体企画打合せ ※クレジットに係る最新動向等の情報提供 4（2）に定めるセミナーに向けた企画打合せ	
11月	4（2）に定めるセミナーの開催周知（約1か月以上前）	三重県ホームページ掲載
12月	4（2）に定めるセミナー開催 4（4）に定める勉強会に向けた企画打合せ	
令和9年 1月	4（4）に定める勉強会開催周知（約1か月以上前） 4（3）に定めるセミナーに向けた企画打合せ	三重県ホームページ掲載
2月	4（4）に定める勉強会開催 4（3）に定めるセミナー開催周知（約1か月以上前） 4（2）に定めるセミナーのアンケート報告	三重県ホームページ掲載
3月	4（3）に定めるセミナー開催 4（4）に定める勉強会のアンケート報告（、4（3）に定めるセミナーのアンケート報告）、業務全体を通じた総括	
	委託業務完了・業務完了報告書提出	（履行確認後）委託料支払

(2) 業務工程表を作成し、提出すること。

(3) 本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度担当職員と協議すること。

担当：三重県政策企画部企画課 佐久間

電話：059-224-2031

E-mail：kikakuk@pref.mie.lg.jp

(参考)

○「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針（２０２３年３月）

三重県 | 総合計画等：「ゼロエミッションみえ」プロジェクト推進方針

該当箇所：４１頁から４８頁

○三重の自然由来カーボンクレジット活用推進に向けた連携プラットフォーム

三重県 | 総合計画等：三重の自然由来カーボンクレジットに関する取組